

ポーランド政治の変容—リベラルからポピュリズムへ？

仙 石 学

1. ポーランドにおけるポピュリズムの「再来」？

ハンガリーでは保守ナショナリスト系の政党「フィデス(Fidesz)」が¹⁾、2010年の選挙において憲法改正が可能となる議会の3分の2の議席を獲得したが²⁾、これにより8年ぶりに首相の座に復帰したオルバーン(V. Orbán)は、憲法裁判所の権限削減や司法の独立の制約、メディアに対する規制の強化、中央銀行や個人情報保護機関などの独立規制機関の独立性を弱める制度改編など、政府の裁量度を高め外部の介入を困難とする形の変革を矢継ぎ早に実施した。またオルバーンは経済面でも、銀行や外資への特別課税や基金型年金の強制的な再国有化など非正統的な経済政策を実施した[平田2014]。このようなオルバーンの政治手法は国内外の反発を招いたが、他方で有権者の間では市場経済や民主主義への信頼が揺らぎ、自由が制約されても国家が自分たちの面倒をみることの方を期待するという動きが現れていて、そのためフィデスへの支持は引き続き高い状況にある[Batory 2016: 291-292]。ここから現在のハンガリーの状況について、「ポピュリズムの台頭」という視点から検討する議論も現れはじめている[Batory 2016;

- 1) 以下政党の名称で「○○党」という名称でない政党については、初出の際に「」で政党名を表記する。
- 2) フィデスはキリスト教民主人民党(KDNP)と選挙連合を構築して選挙に臨むものの、議会では両者は別会派を形成していることから、厳密にはフィデスのみで3分の2の多数を有しているわけではない。ただしキリスト教民主人民党は実際上の独立性を有していないことで、この両党で3分の2を有していれば憲法改正が可能となる[平田2014: 120 注6]。

Havlík 2016]。

これに対してポーランドでは、2005年から2007年の間は保守ナショナリスト系の「法と正義(PiS)」が、ポピュリスト系の小政党「自衛(Samoobrona)」および「ポーランド家族連盟(LPR)」と連立し、やはり権威的な政治運営を行っていた³⁾。だがこの連立は自衛の代表レPPER(A. Lepper)が汚職に関与したことを契機として2007年に解体し、これに合わせて議会も解散された。その後の選挙で第1党となったりベラル系の政党の「市民プラットフォーム(PO)」は穏健保守の農民党(PSL)と連立し、トゥスク(D. Tusk)を首班とする政権を成立させた。トゥスクは2008年以降のリーマン・ショックに端を発する経済危機の影響を最小限に抑え、2009年にはポーランドをEU唯一のプラス成長国としたのみならず、その後も安定した経済成長を実現してきたことで、2011年の選挙にも勝利し引き続き政権を担当することとなった。加えてこの政権はEUの基準に従う形で国の財政赤字や債務の削減も進め、EUやドイツとも良好な関係を築き上げてきた⁴⁾。この期間においては、リベラルなポーランドとポピュリスト的なハンガリーの状況は対照的であった。

だが2015年に入ると、状況は一転する。まずこの年の5月に行われた大統領選挙では、優勢とされていた現職の市民プラットフォームの候補が法と正義の候補に敗れ、市民プラットフォームが必ずしも安定した支持を得ているわけではないことが明らかにされた。さらに10月に実施された議会選挙においては、市民プラットフォームが得票及び議席を大きく減らした一方で、法と正義が単独過半数の議席を確保して第1党となり、8年ぶりに政権に復帰することとなった。法と正義は憲法改正を可能とする下院での3分の2の議席こそ確保していないものの、議会の多数派であることを利用して憲法裁判所の権限の実質的な縮小や、公共放送のトップを政府

3) 厳密には2005年の10月から2006年の7月までは法と正義の少数政権を2政党が閣外協力するという状態にあり、それ以降2007年の11月の議会解散までが公式な連立政権となる。

4) このこともありトゥスクは2014年9月に、第2代の欧州理事会議長(通称「欧州大統領」)に就任することとなる。

が任免できるようにするメディア法の改正など、ハンガリーと同様の民主主義の基盤を揺るがすような政策を実施してきた。その一方で法と正義は、市民プラットフォームの政権が実施してきた福祉削減という方針を転換し、国民に対する給付を増加することで支持をひきつけている。東欧におけるポピュリズムの台頭に関する比較を行ったドーソンとハンリーは、市民プラットフォームがまだ与党であった時期のポーランドについて、「表面的には東欧における民主主義の『不定愁訴』の例外とみられている」が [Dawson and Hanley 2016: 29]、実際には保守ナショナリズムの基盤も強く、「非リベラル(の政権)を樹立するための主要なブロックは確実にそろっている」 [Dawson and Hanley 2016: 30]と指摘していたが、2015年の選挙はこの勢力を再度表に出す結果となった。

このような動きをポーランドにおける「ポピュリズムの再来」とする見方もあるが⁵⁾、果たして法と正義はポピュリズムとみなしてよいのであろうか。この点を検討するには、まずポピュリズムの概念そのものを明確にする必要があるが、ここでは観念的な議論を回避するために、ムッドによる「社会が2つの同質的で対立するグループ、『純粋な人々』と『腐敗したエリート』にわかれていると考え、また政治は人々の一般意思の表現であるべきだと主張する、中核の弱いイデオロギー」 [Mudde 2004: 543]という、簡潔かつ測定可能な定義に従うこととしたい。このムッドの規定に従うならば、ポーランドの法と正義は明確にポピュリズムに属すると考えられる。

このことを示す一つの例として、法と正義およびその代表のカチンスキ (J. Kaczyński)のエリートに関する見方をまとめた雑誌『ポリティカ』の記事がある [Janicki and Władyka 2016]。この記事によると、彼らはポーランドのエリートについて、現在のエリートは民族意識を失ったコスモポリタンで、リベラルで連邦、そして無神論の立場をとるヨーロッパと結びつこうとしている、そこでこれに対抗するために公務員やメディア、軍隊、学術

5) Bloomberg 電子版 2016年5月19日の記事 "Populism is holding Poland back" (<https://www.bloomberg.com/view/articles/2016-05-19/populism-is-holding-poland-back>.) など。なお以下本稿で参照するホームページは、2016年9月26日に接続を確認している。

文化などの広い範囲においてカウンターエリートを育て、現在のエリートを置き換えていく必要がある、そのために例えば、公務員であれば「ポーランドのために働く」という意思と自覚を重視する、裁判所や軍隊では若者を積極的に登用する、学術分野であれば奨学金や研究補助の支援基準を愛国的な意図があるかどうかで判断する、もしくは厳密に科学的でなくても就職できる特別なルートを作る必要がある、という見方を有しているとする。現在のエリートと自分たちは異なる存在であり、望ましい社会を構築するためには既存のエリートを自分たちに近い人物で置き換えていく必要があるという視点は、ムッドの規定するところのポピュリズムの典型例と見ることができるであろう。

ではポピュリズムの台頭・拡散はなぜ問題となるのか。この点について、東欧におけるポピュリズムと民主主義の関連について議論したハヴリークは、ポピュリズムが民主主義そのものというよりも「リベラル」民主主義にとって脅威となることを指摘している[Havlík 2016: 36-41]。ハヴリークの議論によれば、ポピュリズムは「人々」という多数派を代表するという点で「民主的」ではあるが、他方でポピュリズムには直接民主制や強いリーダーシップを求める一方で個人の権利、特に「人々」に含まれない少数派の権利や法的な手続きの尊重という点に対しては冷淡であるという非リベラルな側面が強く、そのためにポピュリスト系の勢力が台頭すると社会の多様性や制度的な手続きが軽視され、直接的な大衆動員によって政治過程がコントロールされる可能性が高くなるとされる。このハヴリークの議論に従うならば、「多数派の意思」が民主主義の他の要素に優先されてしまうことが、ポピュリズムの最大の問題点であるということになる。

にもかかわらず近年の東欧諸国においては、程度の差はあるものの多くの国でポピュリズム的な兆候が現れているとされる。この状況について先のドーソンらは、リベラルな価値観が東欧諸国に十分に浸透していないことがその背景にあるという議論を提起している[Dawson and Hanley 2016]。エリートは表面的には欧米指向で市場経済を追求しているが、実際には社会における非リベラルな勢力、特に旧共産党系やナショナリストのグルー

プに妥協的な態度を示していて、それが非リベラル勢力の温床となっている。加えて市民の側はそのような政治のあり方に対しての不信を強める一方で、自らが政治に参加しようとする意識が低いためにこれを変革することが難しい状況にある。このような状況がポピュリズムの温床になっているというのが、ドーソンらの指摘である。

この指摘に対してクラステフは、現在のポピュリズムの拡大は東欧だけの問題ではないという議論を展開している[Krastev 2016]。クラステフはドーソンらの議論について、これを「リベラル指向のアクターが民主主義の維持には不可欠である」という議論であるとまとめた上で、この議論は「リベラリズムに誤りはない」ということを前提としている点で問題があると指摘している。その上で現在のポピュリズムの拡散はリベラリズムそのものの問題、特にリベラリズムが経済的な繁栄や社会正義を提供できなかったことによりもたらされたもので、この点は西欧でも東欧でも大きな相違はなく、ただ民主主義の経験の短い東欧においてより先鋭化された形で現れているに過ぎないという見方を提起している。

このような東欧におけるポピュリズムの広がりに関する近年の議論を踏まえた上で、本稿ではなぜリベラルな民主主義が定着したかにみえたポーランドにおいて「ポピュリズムの再来」が生じたのかについて、2015年に実施された2つの選挙とその後の政治状況を踏まえた検討を行うこととする。次の第2章では2015年の選挙の分析を行い、市民プラットフォームが若年層の支持を失ったことが選挙結果に影響を与えたこと、およびこの夏に生じた欧州移民／難民危機が、秋に実施された議会選挙における法と正義への投票傾向を加速させたことを示す。第3章では法と正義の政権のもとで生じた憲法裁判所をめぐる対立、および法と正義の「家族支援」のための政策について概観した上で、世論調査のデータをもとに法と正義の政策についての評価を検討し、そこから有権者は権威的な政治運営に対しては批判的な見方も強く、また民主主義を基本的に評価している点でリベラルな価値を受容していないわけではないが、それでも有権者の多くは法と正義の経済政策を評価していて、それが同党への高い支持と結びついて

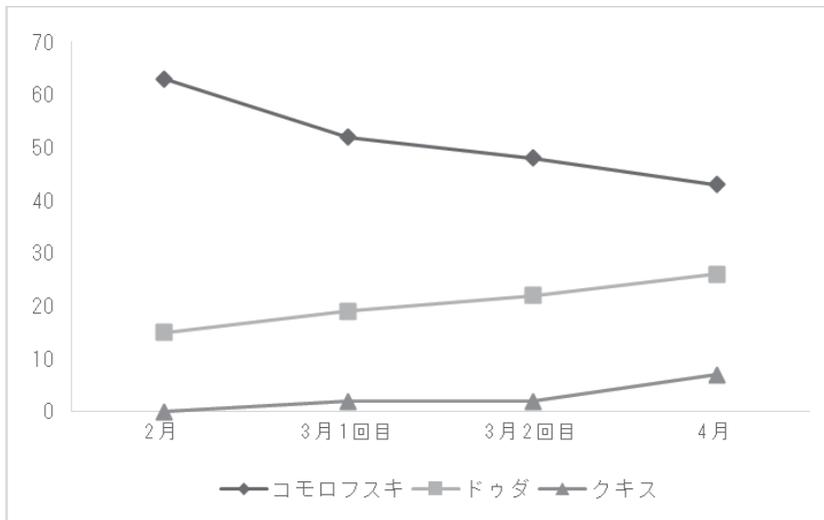
いることを整理する。最後に第4章において、東欧諸国におけるポピュリズムの「現れ方の違い」を、いわゆるヴィシェグラード諸国を対象として政党システムに注目した簡単な比較を行う⁶⁾。

2. 2015年の2つの選挙—地殻変動の進展？

(1) 5月の大統領選挙—若年層の失望の表面化

2015年初頭の段階では、市民プラットフォームの推す現職の大統領コモロフスキ(B. Komorowski)は有権者の6割以上の支持を獲得していて、その再選は確実と考えられていた。だがコモロフスキに対する支持はその後急激に低下し(図1)。最終的には法と正義の候補ドゥダ(A. Duda)が決選投票を制して、コモロフスキに代わり大統領に就任することとなる(表1及び2)。

図1 大統領選挙前の支持率の推移



[出典] CBOS Nr.55/2015.

6) ヴィシェグラード諸国とはチェコ、ハンガリー、ポーランド、スロヴァキアの4カ国。この名称は、体制転換後の1991年にハンガリー、ポーランド、および当時のチェコスロヴァキアの3カ国の大統領が、ハンガリーのヴィシェグラードで地域協力を進めるための会談を行ったことに由来する。

表1 2015年ポーランド大統領選挙第1回投票結果(5月10日)

候補	得票数	得票率 (%)
Duda, Andrzej (PiS)	5,179,092	34.76
Komoroński, Bronisław (PO)	5,031,060	33.77
Kukiz, Paweł	3,099,079	20.80
Korwin-Mikke, Janusz	486,084	3.26
Ogórek Magdalena (SLD)	353,883	2.38
その他	749,736	4.99

[出典] *Dziennik Ustaw* 2015, poz.650.

表2 2015年ポーランド大統領選挙第2回投票結果(5月24日)

候補	得票数	得票率 (%)
Duda, Andrzej (PiS)	8,630,627	51.55
Komoroński, Bronisław (PO)	8,112,311	48.45

[出典] *Dziennik Ustaw* 2015, poz.725.

このような結果となった理由の一つとしては選挙戦略の相違、特にコモロフスキ陣営の選挙戦略の不手際が挙げられている。ドゥダはキャンペーン期間を通して積極的に有権者、特に市民プラットフォームの経済政策では恩恵を受けなかった層に対して現状を変革するというアピールを行い、またフェイスブックなど各種のソーシャルメディアを通して有権者とのつながりを持つようとしていた。これに対して、コモロフスキは有権者へのアピールもソーシャルメディアへの登場も少なく、具体的でポジティブな政策も提起しなかった。この両者の戦略の違いが、選挙の結果に影響したとされる[Fils 2015; Marcinkiewicz and Stegmaier 2016: 222]。

選挙結果に影響を与えたより構造的な要因としては、市民プラットフォームの有力な支持層の一つであった若年層の同党からの離反というファクターをあげることができる。一般的な傾向としてこれまでの選挙では、都市部の住民、ポーランド西部の住民、高等教育を受けている層、そして30代以下の若年層が市民プラットフォームを支持し、他方で法と正義

には農村部の住民、ポーランド東部の住民、高等教育を受けていない層、および高齢者の支持が集まるという傾向があった[Stanley 2013: 195-196]。だが表3に示したように、今回の大統領選挙でコモロフスキは30歳未満の層の14%弱の票しか集めることができず、その結果第1回投票では1位の座をドゥダに譲ることとなった。他方でこの層の4割以上の票は、既存の政党政治の打破を訴えた政党とは関係のないタレント候補のクキス(P. Kukiz)が獲得し、その結果クキスは20%強の票を得て第3位となっている⁷⁾。全体の票の90%以上はこの3候補に投じられていることから、クキスの票がどう動くかが第2回投票のポイントとなったが、クキスに1回目で投票した人の6割近くが第2回投票ではドゥダに投票したことで、コモロフスキは敗北することとなった⁸⁾。

表3 大統領選挙第1回投票における上位3候補の支持獲得状況 (%)

	Duda	Komorowski	Kukiz
初等教育修了	50.5	27.2	11.0
職業教育修了	49.9	28.7	12.9
中等教育修了	33.1	31.2	22.3
高等教育修了	27.0	35.8	23.3
18歳から29歳	20.7	13.8	41.1
30歳から39歳	26.3	30.8	29.9
40歳から49歳	35.4	34.6	19.2
50歳から59歳	44.6	35.1	11.1
60歳以上	44.9	44.3	3.8
農村居住者	43.8	25.6	18.5
人口5000人以下の町の居住者	31.1	33.8	21.6
人口20万人以下の市の居住者	31.0	32.8	24.1
人口50万人以下の市の居住者	28.3	37.9	21.2
5大都市の居住者*	27.0	41.8	17.9

[出典] *Rzeczpospolita*, 11/05/20115.

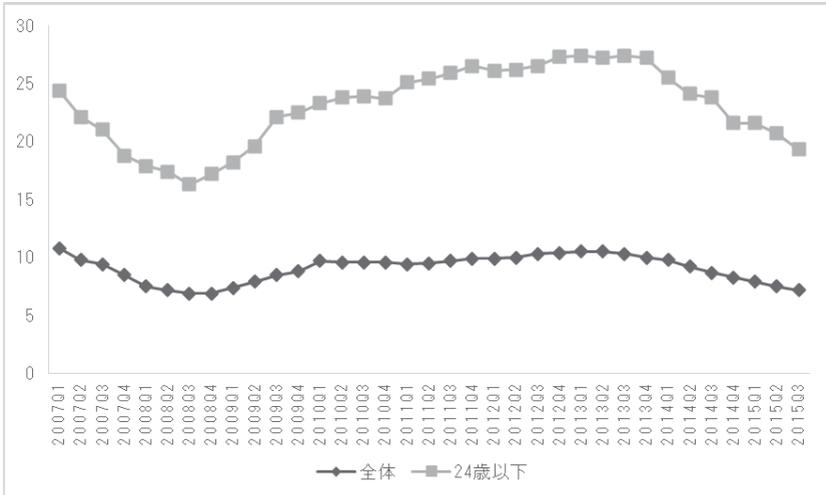
* 5大都市はワルシャワ、ウッジ、クラクフ、ポズナン、ヴロツワフ

なぜ市民プラットフォームは若年層の支持を喪失したのか。その主な理由は、若年層は市民プラットフォームの経済政策の恩恵を受けていないばかりか、むしろ同党が与党であった時期に若年層は、経済的に他の世代と比べて困窮した状況に置かれるようになったということがある。このような状況が生じたのは、2002年に労働法が修正され期間雇用に関する規制が緩和されたことで、若年層の多くが期間雇用の職にしか就業できなくなるという事態が生じたこと、およびこの期間雇用がその後の経済危機の際に景気の調整弁として利用されたことが影響している[Ingham and Ingham 2014: 306]。この点を示しているのが、図2にあげた2007年(経済危機の前)から2015年間の四半期ごとのポーランドにおける失業率のデータである。これを見ると、全体としての失業率は危機の前後を通して10%前後で大きな変化がないにもかかわらず、若年層の失業率は経済危機の後に大きく上昇し、一時は25%を超えていたことがわかる。またこのために貧困状態に陥る若年層も増加し、図3に示すように若年層の貧困率は全体のみならず高齢者と比較しても高いという状況にある。このような現状に不満を有した若年層、特に男性は市民プラットフォームを見限り、現状の打破を訴えるクキスに投票したとされる。

7) クキスは1963年生まれの俳優・歌手。2014年の地方議会選挙でドルノシロンスキ県の県議会議員となったのが政治的キャリアの最初で、その後既存の政党政治の打破と議会下院における小選挙区制導入を訴えて大統領選挙に立候補した。当初は泡沫候補とみられていたが、図1に示したように4月には支持率を10%近くまで上げている。ポーランドの世論調査機関CBOSの調査によると、クキスに投票したのは基本的に若年層の男性であるが、それ以外の居住地域や教育水準などの変数とクキスへの投票とは大きな関連がないことが示されている(CBOS Nr.51/2015)。なお以下CBOSの調査レポートは、煩雑さを回避するために「CBOSNr. 号数/年」という形で記載する。

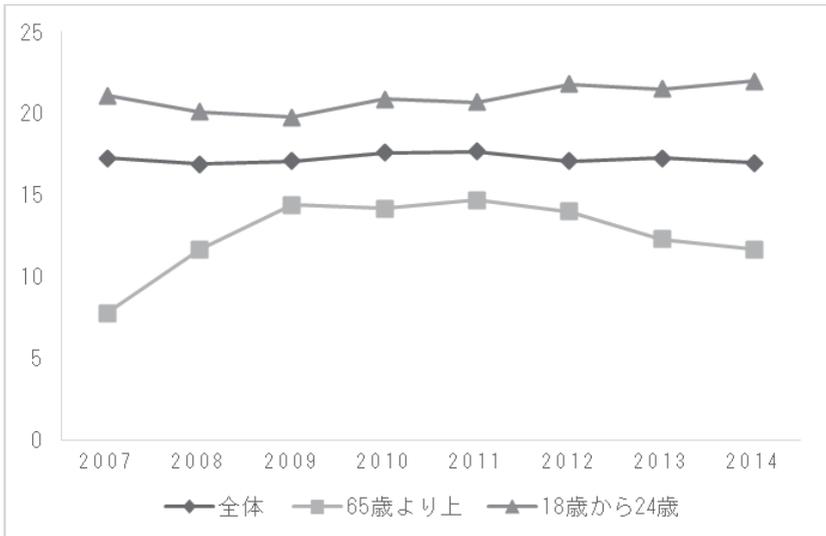
8) *Rzeczpospolita*, 26 Maja 2015, p.3. なお新聞記事は、署名入りのものは参考文献として扱い、無署名の記事やデータなどは掲載紙、日付、ページ数で脚注に示している。

図2 ポーランドにおける失業率の推移(%)



[出典] Eurostat<<http://ec.europa.eu/Eurostat>>.

図3 ポーランドにおける貧困率の推移 (%)



[出典] Eurostat.

ただしこの段階では表3(および次節にあげた図4の左側)にも表れているが、若年層以外を見ると、高等教育を受けた層、都市居住者、西部の住民はコモロフスキを支持し、他方で高等教育を受けていない層、農村居住者、および東部の住民はドゥダを支持するという傾向には大きな変化はなく、その意味でドゥダの勝利は僅差のものであった。だがこの状況は、10月の議会選挙で大きく変化する。次節ではこの点を議論していく。

(2) 10月の議会選挙—「移民／難民危機」の影響？

議会選挙の結果は表4に示した通りで、法と正義が上下両院において単独過半数を取ることとなった。ポーランドで単一の政党が議会の過半数を獲得したのは、1991年に最初の自由選挙が行われて以来初めてのことである。ただし下院における法と正義の得票率は37.6%で、これは2007年および2011年の選挙での市民プラットフォームの得票率よりも低い(それぞれ45.4%および45%)。にもかかわらず法と正義が単独過半数を確保できたのは、基本的にはポーランドの選挙制度が作用している。

ポーランドの下院の選挙制度は、基本的には全国41選挙区でそれぞれドント式の比例代表制により当選者を決めるというものであるが、議席を獲得するためには全国で5%以上の得票を得なければならないといういわゆる「阻止条項」がある。ただしこの阻止条項は、複数の政党が共同で名簿を提出し政党連合を形成した場合には8%に引き上げられる。今回の選挙の場合、主要政党でこの得票率8%の条件を科されるのは、社会主義期の統一労働者党(いわゆる共産党に相当する)の後継政党である「民主左派同盟(SLD)」が中心となって結成した「統一左派(ZL)」のみであるが、この統一左派が表4に示したように7.55%の得票しか得られなかったことで議席の獲得に失敗し、その分が議席を獲得した他の政党に配分されたことが作用している⁹⁾。

表4 2015年ポーランド議会選挙結果 (10月25日)

(下院)

政党名	得票数	得票率(%)	議席数	議席率(%)
PiS	5,711,687	37.58	235	51.09
PO	3,661,474	24.09	138	30.00
Kukiz'15	1,339,094	8.81	42	9.13
Nowoczesna	1,155,370	7.60	28	6.09
ZL	1,147,102	7.55	0	0.00
PSL	779,875	5.13	16	3.48
KORWiN	722,999	4.76	0	0.00
Partia Razem	550,349	3.62	0	0.00
その他	132,721	0.87	1*	0.22

[出典] *Dziennik Ustaw* 2015, poz.1731.

* 1 議席は少数民族枠として「ドイツ少数民族(MN)」に配分。

(上院)

政党名	議席数	議席率(%)
PiS	61	61.00
PO	34	34.00
PSL	1	1.00
諸派	4	4.00

[出典] *Dziennik Ustaw* 2015, poz.1732.

- 9) これにより、最初の選挙から常に議席を獲得し、1993年～1997年および2001年～2005年の間は与党として政権を担当していた民主左派同盟は議会での議席を失うこととなった。なおこれは全国を1ブロックとして議席配分を行った試算であるが、もし統一左派が政党として選挙に参加した場合、各政党に配分される議席はおよそ次の通りとなる：法と正義 191、市民プラットフォーム 122、「クキス'15(Kukis'15)」 44、「モダン(Nowoczesna)」および統一左派 38、農民党26、ドイツ少数民族 1。なお上院は全国を100の選挙区に分ける小選挙区制を採用しているため、このような問題は生じない。

むしろ今回の選挙で目を引くのは、投票傾向の変化である。表5および図4に示すように、今回の選挙では教育水準、年齢層、都市・農村、および居住地のいずれにおいても法と正義の得票率がもっとも高くなっているという、これまでの選挙ではみられなかった事態が生じている。このような事態が生じた理由としては、ここでもまずは選挙戦略の相違ということが提起されている[Ferfecki 2015; Majewski 2015; Marcinkiewicz and Stegmaier 2015]。基本的にこの選挙では法と正義は、中絶の禁止など従来の過激な主張を抑制し穏健、中道的な路線をとる、あるいは首相候補として女性のシドゥウォ(B. Szydło)を立てるなどして、若年層や女性を取り込む戦略を進めてきた。また選挙戦においては経済政策を前面に出し、特に市民プラットフォームの経済政策に不満を持つ層に向けての現状改善を訴えるような提案を行ってきた¹⁰⁾。これに対して市民プラットフォームの側は有効な対抗策を示すことができず、8年間の政権の成果を強調する、あるいは権威主義の再来というような、法と正義が政権に復帰した場合の脅威を訴えるといった抽象的な主張しか行えなかったことで、市民プラットフォームに不満を有していた層を引きつけることができなかった。この点で今回の選挙では、積極的に法と正義を支持するというより、市民プラットフォームに反対するという視点から法と正義に投票した有権者が一定数存在したという指摘もある[Ferfecki 2015]。

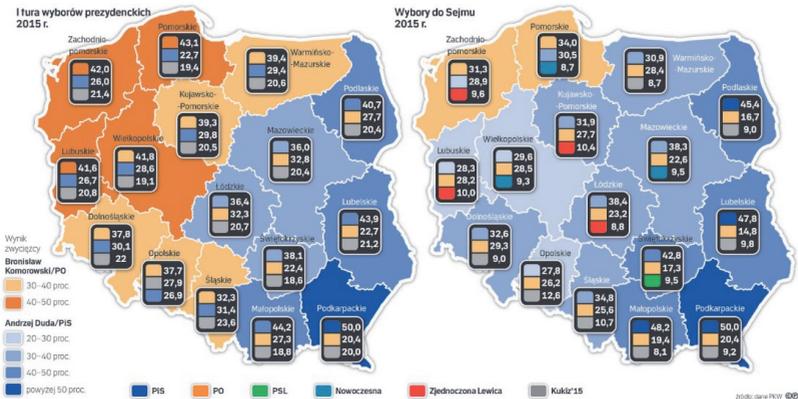
10) 主なものとしては、中小企業向けの法人税引き下げ、家族手当および家族に対する税控除の拡充、67歳に引き上げられた年金開始支給年齢の引き下げ、最低賃金の引き上げなどがある。これらの政策は第3章で示すように、政権獲得後に実現されたか、今後の実施が予定されている。

表5 議会選挙における上位3政党の支持獲得状況(%)

	PiS	PO	Kukiz'15
初等教育修了	55.9	15.4	6.9
職業教育修了	53.0	19.3	7.6
中等教育修了	39.2	23.0	10.4
高等教育修了	30.4	26.7	8.5
18歳から29歳	26.6	14.4	20.6
30歳から39歳	30.6	23.8	12.6
40歳から49歳	38.7	25.8	7.7
50歳から59歳	47.1	23.0	4.9
60歳以上	48.7	28.1	2.0
農村居住者	46.8	17.3	9.4
人口5000人以下の町の居住者	37.4	25.3	9.6
人口20万人以下の市の居住者	36.2	25.2	10.3
人口50万人以下の市の居住者	32.0	30.0	8.4
5大都市の居住者	31.3	28.6	6.0

[出典] *Rzeczpospolita*, 20/11/2015.

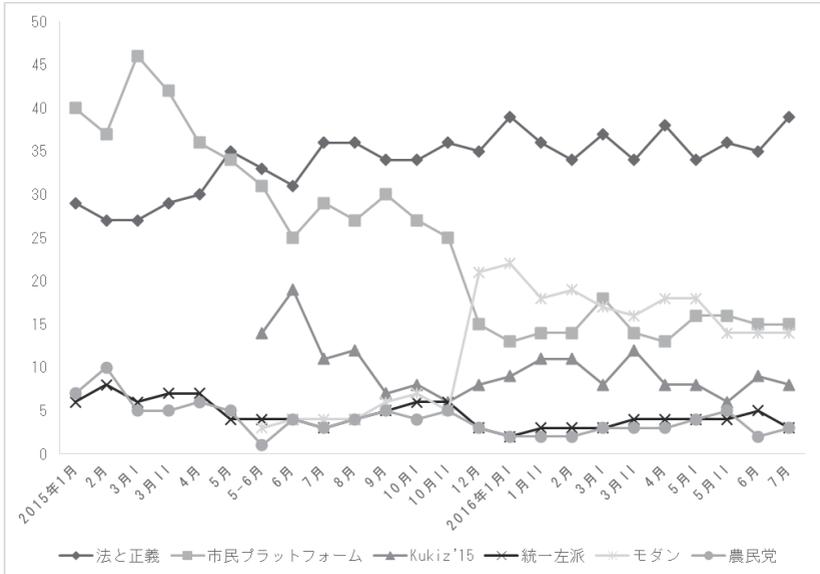
図4 大統領選と議会選における地域別投票傾向の差*



[出典] *Rzeczpospolita*, 26/11/2015.

* 左が5月の大統領選挙（第1回投票）、右が10月の議会選挙（下院）の図。

図5 政党の支持率の推移 (%)



[出典] CBOS Nr.101/2016.

ただしこの選挙でも、選挙戦略のみが法と正義の勝利をもたらしたわけではない。今回の結果に影響を与えた別の要因として、2015年の夏に生じたいわゆる「欧州移民／難民危機」をあげることができる。法と正義は2015年の5月以降は政党の支持率調査において常に1位の座にあり(図5参照)、そのため移民／難民危機がなかったとしても法と正義が今回の選挙で第1党となった可能性は高い。だが今回のように従来/support層の差を超えて法と正義に票が集まったことについては、移民／難民問題が一定の作用を果たしたと考えられる。

ポーランドは直接難民の流入を受けていないこともありもともとは難民受け入れには寛大で、難民危機の後でも世論調査では難民を受け入れると答えた人の割合が比較的高いという状況にあった¹¹⁾。だがこれを支持政党

11) 中近東やアフリカからの難民を引き受けるべきかという質問に対して、2015年9月の段階でポーランドでは46%の人が賛成もしくはやや賛成と答えているのに対して、その割合はチェコでは26%、スロヴァキアでは23%、ハンガリーでは21%であった(CBOSNr.151/2015)。

との関係でみた場合、今回の選挙で市民プラットフォームに投票した人の7割が移民の受け入れには賛成しているのに対して、法と正義に投票した人では半分以上が反対というデータがある(表6)。また表7には、選挙直前に行われた、どの程度の確率で選挙に行くかという調査の結果を示しているが、これによると法と正義の支持者は3分の2が確実に行くと答えているのに対して、市民プラットフォームの支持者は半分にとどまっている。

加えて難民受け入れへの賛否に関する調査によると、難民を受け入れるべきであると考える人はその理由として、モラルとして必要な人に援助すべき、相互性がなくても必要、国際的な義務である、など抽象的な見方が多いのに対して、難民受け入れに反対する人はその理由として経済状況の悪さや、難民を受け入れることによる不安、文化や宗教の違い、あるいはなぜ援助しなければいけないのかわからない、など具体的な理由が多いことも示されている(CBOS Nr.133/2015)。これらの調査結果から考えると、法と正義の支持者は難民受け入れに具体的な不安を持ち、そのために受け入れに反対する法と正義に投票するためにより積極的に投票所に足を運んだということが推定される¹²⁾。

表6 投票行動と移民受け入れの関係 (%)

選挙で投票した政党	法と正義	市民プラットフォーム
賛成	42	70
反対	52	28
わからない	6	2

[出典] CBOS Nr.133/2015

表7 選挙に投票に行く可能性 (%)

支持政党	50% 以下	60-70%	80-90%	100%	わからない
法と正義	7	12	13	67	1
市民プラットフォーム	10	12	25	53	0

[出典] CBOS Nr.136/2015

12) 実際に市民プラットフォームが善戦したのは、投票率の低い選挙区であるという指摘もある [Majewski2015]。

表8 紛争地からの難民受け入れに対する世代別の反応 (%)

	18-24 歳	25-34 歳	35-44 歳	45-54 歳	55-64 歳	65歳 以上
定住を認める	5	8	9	8	8	6
紛争が終わるまでの滞在を認める	26	38	48	51	58	51
滞在を認めない	69	51	41	36	32	37
わからない	0	3	2	5	2	6

[出典] CBOS nr149/2015

また別のデータとして、表8には紛争地からの難民の受け入れに対する世代別の違いを挙げている。これを見ると35歳から上の世代では基本的に半数以上が受け入れに同意しているのに対して、35歳以下ではこれが半分を切り、18歳から24歳では約7割が難民受け入れに反対していることがわかる。自分たちが経済的に困窮している状況で他国の難民を受け入れることに若年層が反対していることで、この層の支持が選挙前にEUから割り当てられた難民の受け入れを表明した市民プラットフォームからさらに離れた可能性が高い。

以上のような状況から、今回の選挙では法と正義があらゆる層において支持を獲得することが可能となった。次章では政権を獲得した後の法と正義の政策と、それに対する評価について検討していく。

3. 法と正義の政権運営—反リベラルだが高い評価？¹³⁾

(1) 憲法裁判所をめぐる政治—「反リベラル」政治の典型

第1章において、ポピュリズムが台頭すると手続きや個人の権利と言った「リベラル」民主主義における重要な要素が軽視されるというハヴリークの議論を紹介したが、これが政権交代後のポーランドでは現実の問題として現れはじめている。

13) なおこの章での単純な事実に関する記述については、個別に記載したものの他に、在ポーランド日本大使館が週刊で発行している「ポーランド政治・社会情勢」も参照している (<http://www.pl.emb-japan.go.jp/seiji/shuhogeppo.htm>)。

もっとも問題とされているのが、憲法裁判所の人事および制度に関する法と正義の対応である。憲法裁判所に関しては、2015年の11月に任期満了となる裁判官が3名、および12月に任期満了となる裁判官が2名存在していたが、この退職する裁判官の補充が10月の議会選挙後となることを危惧した市民プラットフォームは、6月に憲法裁判所に関する法律を改正して、2015年のうちに任期が切れる裁判官の選出に関しては通常の任期3ヶ月前からではなく、この法律が発効して30日後から選出ができることとした¹⁴⁾。そしてこの規定により、下院は任期満了前の10月に5名の新しい裁判官を選出したが、大統領のドゥダはこの5名の就任宣誓を受諾しなかった。

政権が交代したのちに法と正義は11月に憲法裁判所に関する法律を改正し、2015年に任期を迎える裁判官については改正された法律が発効する7日後から、議会がその任命をできることとした¹⁵⁾。その上で下院は、10月の議会による裁判官選出を無効とした上で、12月に改めて5名の裁判官を任命した。この改正に関して憲法裁判所は、11月の前政権下で任期を迎えた3名の裁判官を選出可能とすることは違憲と判断したが¹⁶⁾、政府はこの判決を実質的に無視したのみならず、12月22日には憲法裁判所の審議に関して、参加する判事の数を現在の9名から13名に増やし、また判決を下す際の条件を判事の過半数から3分の2に増やすという制度改編を伴う、憲法裁判所に関する法律の再改正を行った¹⁷⁾。この再改正は憲法裁判所のコントロール機能を低下させるものとして野党やEUからの批判の対象となり、また憲法裁判所もこの改正法を違憲としたが¹⁸⁾、シドゥウオ首相はこの判決が新しい法律の要件である13名の判事での審理によるものではないことを理由として、判決には法的拘束力がないと表明しその官報への掲載を拒

14) *Dziennik Ustaw* 2015, poz. 1064, Art.137 (*Dziennik Ustaw* はポーランドの官報の一つで、主として法律を掲載するもの。他に政府のプログラムなどを掲載する *Monitor Polski* がある)。

15) *Dziennik Ustaw* 2015, poz. 1938, Art.137a.

16) K35/15, 9 XII 2015 (Dz.U. 2015, poz. 2147. 憲法裁判所のホームページ <http://trybunal.gov.pl/en/hearings/judgments/art/8792-nowelizacja-ustawy-o-trybunale-konstytucyjnym/> には英語版の掲載がある)。

17) *Dziennik Ustaw* 2015, poz. 2217.

絶した¹⁹⁾。このように法によるコントロールを受容しない現政権の対応はEUも問題としていて、2016年の6月1日には欧州委員会が「法の支配に関する意見」を採択した²⁰⁾。なおこれを受けて法と正義は7月に再度憲法裁判所に関する法律について、判決を下す際の条件を判事の過半数に戻すなどの修正を実施したが²¹⁾、憲法裁判所はこれについても再度、先にあげたその選出が違憲とされた3名の裁判官を加えることを認めている点などを違憲と判断した²²⁾。また欧州委員会も、この修正によってもポーランドの法の支配に関しては重要な懸念が残るとして、意見の次の段階に当たる「法の支配に関する勧告」を出すに至っている²³⁾。

なお憲法裁判所の問題とは別に、法と正義は2015年の12月28日にラジオとテレビに関する法律の修正案を国会に提出すると、30日に下院、31日に上院を通過させ4日でこれを成立させた²⁴⁾。この修正により、それまで公共テレビ・ラジオ評議会が有していた公共テレビおよびラジオの代表、並びに監査評議会のメンバーの人事権が国(国有財産担当大臣)に移ることとなったため、公共放送への国の介入が問題とされることとなった。この件に関しても非難の対象となったが、こちらは先の憲法裁判所の問題と合わせて法と正義の政治手法の問題として取り上げられることが多く、例えば憲法裁判所問題を契機として2015年の11月に組織された市民団体の「民主

18) K47/15, 9 III 2016 (この判決と、以下に示す判決 K 39/16, 11 VIII 2016 は 2016 年 9 月時点でも官報に掲載されていないが、憲法裁判所のホームページ <http://trybunal.gov.pl/en/hearings/judgments/art/8859-nowelizacja-ustawy-o-trybunale-konstytucyjnym/> には、判決の英語版が掲載されている)。

19) Wall Street Journal 電子版 2016 年 3 月 9 日 版 も 参 照 (<http://www.wsj.com/articles/polands-constitutional-crisis-deepens-after-top-court-annuls-law-1457531887>)。

20) 欧州委員会のホームページより (http://europa.eu/rapid/press-release_IP-16-2015_en.htm?locale=en)。

21) *Dziennik Ustaw* 2016, poz.1157.

22) K 39/16, 11 VIII 2016 (<http://trybunal.gov.pl/en/hearings/judgments/art/9307-ustawa-o-trybunale-konstytucyjnym/>)。

23) 欧州委員会のホームページより (http://europa.eu/rapid/press-release_IP-16-2643_en.htm?locale=en)。なおこれに従わない場合、EU 基本条約 7 条に基づく予防メカニズムおよび制裁メカニズムが発動される。

24) *Dziennik Ustaw* 2016, poz.25.

主義を守る委員会(KOD)』は、両者の問題を結びつけたデモを数回行っている²⁵⁾。

法と正義は2005年から2007年の最初の政権の時期においては、過半数の議席を確保していなかったこと、および憲法裁判所がしばしば政権の政策に対して違憲判決を出していたことで、当時主張していたメディアへのコントロールや公務員の「浄化」などは実現することができなかった[Stanley 2015: 267, 272]。だが今回は議会において単独過半数を確保したことで、「議会の多数派の承認」をよりどころとして、前の政権の政策遂行に対して妨げとなった憲法裁判所の影響力を、手続きを無視してでも削減しようとしている。この問題は現在進行形であるため今後の動向を引き続きみていく必要があるが、少なくともここまでの経緯からでも、法と正義のポピュリズム性(あるいは「反リベラル性」)を確認することはできるであろう。

(2) 目に見える利益供与—「家族支援」を軸として

法と正義のポピュリズム性を示すもう一つの側面が、これまでの市民プラットフォームの経済政策に不満を有する層にむけた各種の政策の実施である。法と正義が2014年に公開した政策提言においては、同党が重視する「家族」との関連で、以下のような記述がある。

ポーランドの家族は危機に瀕している。家族がその基本的な機能を果たすことがより難しくなっている。家族が子どもを育て、教育を行い、モラルを育成する場となれなくなっている。ポーランドの家族は、生計や子どもの養育に国の援助を当てにすることができなくなっている。

若者の高い失業率、職が確保されているという安心感の欠落、住宅購入の制限、そして健康を保つための施設や就学前保育・教育のための施設の不足が、家族を発展させたいという要求を押さ

25) その最大のものとしては、6月7日にワルシャワで実施された20万人規模のデモがある (<http://www.reuters.com/article/us-poland-protest-idUSKCN0XY0EY>)。)

え込んでいる[PiS 2014: 107]。

法と正義は家族が危機的な状態にあること、およびそれにもかかわらずこれまで家族向けに十分な支援が行われてこなかったことを指摘した上で、同党は家族支援という名目により、政権獲得の後は人々により直接的な恩恵を与える政策を実施してきている。

その代表的なものが2016年の4月から導入された、子どものいる家庭を対象とした現金給付制度「家族500+」である。これまでのポーランドの家族給付は原則として所得制限を伴うもので、育児支援というよりは貧困状態にある家庭を支援する性格が強いものであった[仙石 2016]。だが法と正義は選挙において、家庭支援と少子化への対応を目的として、すべての世帯の第二子からの18歳未満の子どもに対して、また世帯所得が養育者一人あたり800ズウォティを下回る場合は第一子にも、一人あたり月額500ズウォティ(約13000円)を支給することを公約として掲げた。そして政権を獲得すると、準備不足を指摘されながらも2016年の2月には法案を成立させ²⁶⁾、4月から給付を開始した。これは世帯所得が養育者一人あたり674ズウォティ以下の場合にのみ²⁷⁾、月額で子の年齢により89ズウォティから129ズウォティが支給されていた従来の家族手当の制度と比較した場合、対象が広がるのみならず、各世帯で受け取ることができる手当も大幅に増額されることを意味する。この給付に関しては、4月から開始の2016年分のみで172億ズウォティの経費がかかると推定されているが²⁸⁾、他方でこの手当により今後10年間で現在の予測より28万人近く子どもを増やすことができるといふ推計も提示されている²⁹⁾。

これ以外で実施された、もしくは実施が決まっている家族支援の施策と

26) *Dziennik Ustaw* 2016, poz. 195. 法律の名称は「子育てをする夫婦を支援するための法律」。

27) 成人が2名世帯にいる場合、世帯所得が $674 \times 2 = 1348$ ズウォティ(約35000円)以下の場合にこの家族手当の対象となる。なおポーランドの平均月収は税や社会保障込みで3990ズウォティ(2015年、約10万円)のため、家族手当を受け取れる世帯は限定されていた。

しては、2016年4月からの75歳以上の高齢者の医療費の無料化、2017年1月からの最低賃金の月額1850ズウォティから2000ズウォティへの引き上げ、および同じく2017年1月からの最低年金の月額825.6ズウォティから1000ズウォティへの引き上げがある。また今後は、現在段階的に実施されている年金の支給年齢の引き上げ—男性65歳、女性60歳から男女とも67歳へと引き上げる予定—について、これを停止して2017年からもとの男性65歳、女性60歳へと戻すことが予定されているほか³⁰⁾、課税最低限の引き上げや、中小企業に対する法人税の減税も予定されている。これらはいずれも、「家族支援」をキーワードとして国民に対する給付を増やす、もしくは手元に残るお金を増やすことを目的としている。

なおこれらの給付政策に伴う負担の増加に対応するために政府は、銀行税の税率変更と商業施設税の導入を実施した。銀行税については、それまで保険会社には課税対象額の0.6%、銀行には0.39%が課されていたものを、両者を統一して0.4392%とすることを定めたもので³¹⁾、これは銀行への課税を強化するものとなっている³²⁾。商業施設税は一定規模以上の売上を有する商業施設に対して新たに課税を行うもので、月商1700万から1億7000万ズウォティまでの施設については売上の0.8%、それ以上の施設については1.4%の課税を行うこととしている³³⁾。なお銀行への課税強化による歳入

28) 家族・労働・社会政策省のホームページの情報より (<http://www.mpips.gov.pl/aktualnosci-wszystkie/rodzina-500-plus/art,7581,koszty-programu-rodzina-500-plus.html>)。

29) 家族・労働・社会政策省のホームページの情報より (<http://www.mpips.gov.pl/aktualnosci-wszystkie/rodzina-500-plus/art,7578,rodzina-500-plus-ruszy-w-kwietniu-2016-r.html>)。

30) ポーランドラジオのインターネット報道による (<http://www.polskieradio.pl/42/3165/Artykul/1644702,Obnizenie-wieku-emerytalnego-rzad-poparł-projekt-prezydenta-Ustawa-najwcześniej-od-1-pazdziernika-2017-r>)。

31) *Dziennik Ustaw* 2016, poz. 68. なお法律では月あたり0.0366%と規定されているが、多くの報道では年率が使われているため、ここでも年率で表記している。

32) そのために欧州中央銀行は、金融機関への場合当たりの課税により公的な支出を補うことは、金融の安定を脅かし実体経済に影響を与える可能性があるという見解を表明している (CON/2016/1<https://www.ecb.europa.eu/ecb/legal/pdf/en_con_2016_1_f_sign.pdf>)

増は55億ズウォティ³⁴⁾、商業施設税に関しては19億ズウォティと見込まれている³⁵⁾。

(3) 法と正義への評価—基本的には政策への評価？

まず政党としての法と正義は、先の図5にも示されているように、選挙の後も引き続き30%台後半の、大統領選挙の後に支持率を低下させた市民プラットフォームほか主要な政党より高い支持率を維持している。

以下では法と正義の政権の具体的な活動や政策に関する評価について、ポーランドの世論調査機関CBOSの調査レポートをもとに検討を進めることとしたい。まず表9には、市民プラットフォームのコパチ(E. Kopacz)政権の末期と現在のシドゥウォ政権に関する支持・不支持の推移をあげている³⁶⁾。これを見ると基本的に、今の政府は2016年の5月をのぞいて前政権より高く評価されていることがわかる。ただし支持政党別で見ると、2016年7月の調査で法と正義の支持者は88%が高い評価をしているのに対して、市民プラットフォームの支持者では支持すると答えたのは27%にとどまり、逆に悪いと評価する人が59%に達している³⁷⁾。なお中立という回答は、その大半がいわゆる無党派層である³⁸⁾。

33) *Dziennik Ustaw* 2016, poz. 1155.

34) ポーランドの経済情報ポータル onet.biznes の情報による (<http://biznes.onet.pl/podatki/wiadomosci/mniejsze-wplywy-z-podatku-od-niektorych-instytucji-finansowych/z0bq5q>)。

35) 同上 (<http://biznes.onet.pl/wiadomosci/handel/sejm-przyjal-ustawe-o-podatku-od-sprzedazy-detalicznej/7tlbh8>)。

36) CBOS Nr.108/2016. なおコパチはトウスクの欧州理事会議長就任に伴い、2014年9月に首相に就任した。

37) CBOS Nr.108/2016, p.2.

38) この調査では「もし今選挙があるとしたらどこに投票するか」という形で支持政党を尋ねているため、無党派層に相当するのは「選挙に行くかどうかを決められない」と答えた層と「選挙に関心がない」と答えた層の2つのグループとなる。なお選挙に行くかを決められないという層では支持23%、不支持22%、中立50%、選挙に関心がないという層では支持16%、不支持30%、中立45%となっている。

表9 政府に対する支持(%)

	2015				2016年						
	コパチ政権			シドゥウォ政権							
	8月	9月	10月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月
支持	32	32	32	30	36	35	36	38	32	36	37
不支持	31	33	34	34	31	32	33	31	35	32	30
中立	33	32	31	30	28	27	27	28	29	29	29
わからない	4	3	3	6	5	6	4	3	4	3	4

[出典] CBOS Nr.108/2016

より具体的な問題に対する評価として、憲法裁判所をめぐる紛争に関する調査がある³⁹⁾。これによると今回の紛争に関しては、憲法裁判所と野党の立場を支持する人が49%、政府および与党を支持する人が29%、残りの26%がわからないという回答で、現政府の立場を受け入れている層は3割ほどに過ぎない。またシドゥウォ首相が違憲判断をした憲法裁判所の決定を官報に掲載しないという決定は正しいかという問いについても、正しいが22%、正しくないが55%(うち30%は「全く正しくない」と回答)という状況になっている。なお法と正義以外の支持者は基本的には政府に反対という回答が多いが、法と正義の支持者については、現政府への支持という点では4分の3が支持を表明しているものの、憲法裁判所の決定の不掲載については支持が42%と半分を割っているのは、注目すべき点であろう⁴⁰⁾。

ただし欧州委員会による意見表明になると、意見はもう少し分かれる⁴¹⁾。表10にあげたように、正当性や圧力の掛け方という点でも合意は4割ほどにとどまり、どのような意図で実施されたかという問いでは4割が現政権への敵意という見方を表明している。また先にあげた「民主主義を守る委員会」とその活動を支持するかという問いに対する答えは、2016年6月の段階で支持するが40%、支持しないが39%と拮抗している⁴²⁾。これらの点

39) CBOS Nr.62/2016.

40) CBOS Nr.62/2016, p.5 and p.7.

41) CBOS Nr.86/2016.

を踏まえ、今の政府のやり方を正しくないと考えていても、直接行動や外圧による問題の解決は望ましくないとみている層が一定数存在することが想定される。

表10 欧州委員会の意見表明に対して(%)

根拠があるか	ある	42
	ない	34
	わからない	24
政府への圧力のかけ方として	許容できる	41
	許容できない	39
	わからない	20
目的は？	ポーランドの法の支配への憂慮	38
	法と正義および現政権への敵意から	41
	わからない	21

[出典] CBOS Nr.86/2016

これらのデータからは現在の政府の政治手法について、これを支持する層も一定数存在するが反対する層も決して少なくはないこと、ただし現状を外圧や直接行動で変革することには抵抗感もあることが確認できるが、このような状況は「民主主義」に関する評価についての調査をみるとより明確になる⁴³⁾。この調査によると、ポーランドの現在の民主主義に関する評価については、市民プラットフォーム政権の時期には評価するが5割程度、評価しないが4割程度だったのが、法と正義の政権になるとこれが逆転していることから、「現在の」ポーランドの民主主義に対する人々の評価は下がっている。ただしより一般的な設問として、「民主主義が他の体制より優れている」という見方に対しては7割が支持をしているし、「民主主義かそうでないかは普通の人々には関係ない」という見方についても、

42) CBOS Nr.103/2016, p.2. 1月の段階では支持するが46%、支持しないが32%だったので、直接行動が必ずしも支持を集めていないことがわかる。ちなみにデモに参加したことがあるかという問いに対しては、1月で1%、6月で3%があると答えている。

43) CBOS Nr.17/2016.

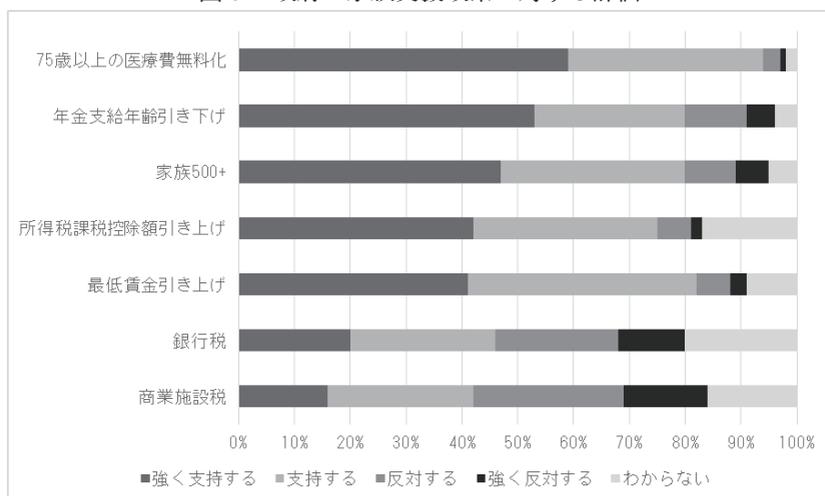
それまで5割前後だった否定派が、法と正義の政権成立後には6割を超えるまでになっている。さらに「非民主主義体制の方が民主主義体制より望ましい」という見方についても、それまで肯定派と否定派が4割で拮抗していたものが、否定派が5割になる一方で肯定派は3割にまで低下している。法と正義の権威的な政治スタイルが逆に民主主義の重要性を認識させたということはあるかもしれないが、それでもこれらのデータからは、民主主義がポーランド国内においてある程度受容されていることを確認することができる。この状況から判断すると、リベラルな価値観が浸透していないことを問題とするドーソンらの議論は、ポーランドの現状の理解としては必ずしも適切ではないということになるかもしれない。

他方で法と正義の主要な政策への支持・不支持について、全体的な傾向を図6に示している⁴⁴⁾。最も支持が高いのは75歳以上の医療無料化、以下強く支持すると支持するの比率に差はあるものの、年金開始支給年齢の引き下げ、「家族500+」、課税最低限引き上げ、および最低賃金の引き上げについてはいずれも4分の3以上の人が支持しているのに対して、銀行税と商業施設税については評価が分かれている。これは各種の給付政策に関しては市民プラットフォームの支持者における支持の割合も高いのに対して、恣意的な課税を行うことについては同党およびリベラル系の政党のモダンの支持者で反対の割合が高くなっていることが影響している。ただこれらの政策が回答者およびその家族に具体的にどう影響するかという問いに対しては、課税最低限の引き上げや年金支給年齢の引き下げ、高齢者の医療無料化のように自分に直接関わる可能性が高いものについては肯定的な回答が多いが、受益層が分かれる「家族500+」や最低賃金引き上げは関係ないという回答が多く、銀行税と商業施設税は不利益だと見ている層が多くなっている⁴⁵⁾。

44) CBOSNr.35/2016.

45) CBOSNr.35/2016,p.6.

図6 政府の家族支援政策に対する評価



[出典] CBOS Nr.35/2016

「家族500+」に関しては、個別の調査もある⁴⁶⁾。これによると、「家族500+」の導入を強く支持する人が47%、支持する人が33%で、回答者の8割がその導入に賛成している。しかも法と正義の支持者では95%がこれを支持しているのは当然として、市民プラットフォームの支持者でも65%が肯定的な回答をしている⁴⁷⁾。ただしこの施策が子どもの数に影響を与えるかという問いに関しては、そう思うと答えた人は16%、なくはないが小さいと答えた人が49%、ないと答えた人は29%で、政策の効果については疑問を持つ人の方が多い。またこの政策を続けるべきかという質問に対しては、継続すべきという回答が32%なのに対してやめるべきという回答が51%だが、法と正義の支持者でも24%が継続に反対し、それ以外の政党の支持者は基本的にやめるべきという割合の方が多くなっている。人々は「家族500+」について、あくまでも一時的なものにとどめるべきという見方を取っているようである。

46) CBOSNr.25/2016.

47) CBOSNr.25/2016,p.6.

これらのデータから総合すると、基本的に法と正義に対する高い支持はその政策、特に具体的な恩恵の提示によるものであることがわかる。そしてこのような状況は、具体的な利益を提供できなかったことがリベラルの衰退を招いたとするクラステフの議論と合致するものとなっている。人々は民主主義の重要性は理解しつつも、やはり目に見える利益の方をより優先するということになるのであろうか。

4. 東欧におけるポピュリズムの拡散—政党システムとの関連から

以上本稿では、2015年のポーランドにおける2つの選挙と、その後の法と正義の政策およびその評価に関する分析について検討してきた。まず、ポーランドにおける法と正義の選挙における勝利に関しては、具体的な政策を掲げるといふ選挙戦略に加えて、若年層を中心とする経済的に不利な状況に置かれていた層が市民プラットフォームを見限ったこと、並びに欧州移民／難民危機が人々の不安を増幅したことが影響していることを整理した。次に法と正義の政権に関しては、その政治手法には抵抗を感じる層もある程度存在し、また多数派は民主主義を重視すべきだと考えているものの、それでも現在の政権は具体的な恩恵のある経済政策を実施していることで一定の支持を集めていることを明らかにした。このような状況から判断するならば、最初に挙げたドーソンらとクラステフの論争に関しては、具体的なプログラムや利益を提示できていないことに問題があるとするクラステフの議論の方が、少なくともポーランドにおけるポピュリズムの台頭を説明するには、適切な議論となる可能性が高いと考えられる。またこのような現状においては、現在の政府を単に「民主主義的でない」と批判するだけでは広範な支持を集めることは難しいと考えられる⁴⁸⁾。あくまでも論文執筆時点(2016年9月)の情勢からの判断であるが、ハンガリーでフィデスが2010年に続いて2014年も選挙で大勝したのと同様に、ポーランドにおいても法と正義が次の選挙でも勝利する可能性が高くなっているの

ではないだろうか。

最後に東欧におけるポピュリズムの現れ方に関して、歴史的経緯や置かれている環境が比較的近い、ヴィシエグラード4カ国の事例を取りあげて簡単な比較を行うこととしたい。ここでポイントとなるのは、ハンガリーとポーランドにおいてはポピュリスト政党が中心となる政権が成立したのに対して、チェコとスロヴァキアではこれまでのところ、ポピュリスト政党を主体とする政権は現れていないという相違である。

このことはもちろん、チェコとスロヴァキアにおいてポピュリスト的な傾向が表れていないということを意味するわけではない。チェコでは2010年の選挙において、「公共(VV)」という市民の政治への直接参加や腐敗の防止を掲げたポピュリスト政党が議席を獲得しリベラル系の政党との連立政権に参加していたし、次の2013年の選挙でも直接民主制を主張する日系チェコ人のオカムラ(T. Okamura)が党首である「直接民主主義の夜明け(Úsvit přímé demokracie Tomia Okamury)」、および権力の集中を主張し、自らも化学・農業企業や新聞・ラジオなど複数の企業のオーナーでもあるバビシュ(A. Babiš)を党首とする「ANO11」の2つの政党が議席を獲得し、ANO11は社会民主党(ČSSD)との連立政権に参加している[Havlík 2016: 47-51]。スロヴァキアにおいても、リベラルな価値観を標榜してはいるものの、反腐敗を掲げ古い政治構造の排除を求める「自由と連帯(SaS)」や、汚職問題を契機として「反政治」的なアピールにより支持を獲得した「普通の人々と無所属の個人(OL'aNO)」といったポピュリズム的な要素を含む政党が議席を獲得していて[Dawson and Hanley 2016:28-29]、反エスタブリッシュメントや直接参加というアピールが一定の有効性を有していることは

48) 憲法裁判所の問題では一定の批判があるものの、これは市民プラットフォームがそもそもの火種を作ったもので、この点でリベラルへの支持が集まりにくくなっているということもある。ちなみに憲法裁判所の問題に関して信頼できる人もしくは機関について尋ねた調査において、もっとも信頼されていないのは法と正義の代表カチンスキ(67%が信頼していない)であったが、その次に信頼されていないのは市民プラットフォーム(59%)で、この割合は法と正義を信頼できないと答えた人の割合(57%)より高い(CBOS Nr.62/2016, p.15)。

確認されている。

ではなぜこれまでのところ両国では、ポピュリスト政権が多数派となっていないのか。この点については、政党システムの相違が影響を与えている可能性がある。一つは有効政党の数の差である⁴⁹⁾。表11に近年の各国の有効政党数を示しているが、これを見るとハンガリー、ポーランドの有効政党数はチェコ、スロヴァキアに比べてやや少ないことがわかる。つまり政党の選択肢が少ない国では、ポピュリズム政党が選択肢の一つとなる可能性が高くなると考えられる⁵⁰⁾。もう一つは影響力を有する社会民主主義政党の存否である。ポーランドとハンガリーでは一時期は共産党の後継政党が社会民主主義的な路線をとることで支持を集めていたが、これらの政党が汚職や政策の失敗で衰退したことで社会的弱者の受け皿がなくなり、そこからこの層の支持がポピュリズム政党に回ったのに対して、社会民主主義政党(チェコの社会民主党(ČSSD)およびスロヴァキアの「方向-社会民主主義(Smer-SD)」)が存続しているチェコとスロヴァキアでは、社会的弱者は比較的これらの政党に投票する傾向が高くなっている。この両国の社会民主主義政党は共産党との結びつきがないことから、共産主義の過去というアキレス腱を有していないことも作用している可能性が高い。

もちろん社会民主主義政党が存在していても、ポピュリズムに一定の支持が向かうことを抑えることは難しい。この点についてはスタンリーが指摘しているが、やはりポピュリズムが与党になる前に適切な対策を打つ、ということがポイントとなるのかもしれない[Stanley 2016: 274-277]。

49) 有効政党数は、各政党の得票率または議席率を小数で表したものを2乗したものを合計し、その逆数をとることで産出される。

50) スロヴァキアの2012年選挙における有効政党数がやや少ないのは、この選挙で方向・社会民主主義が得票率44%、議席率55%と他の政党を大きく引き離して圧勝したことによる。ちなみにその前の2010年の選挙では選挙有効政党数5.54、議会有効政党数4.01である。

表11 ヴィシェグラード4カ国の近年の選挙での有効政党数

		選挙有効政党数	議会有効政党数
チェコ	2010年選挙	6.75	4.51
	2013年選挙	7.62	5.62
ハンガリー	2010年選挙	2.86	2.53
	2014年選挙	3.22	2.58
ポーランド	2011年選挙	3.74	2.99
	2015年選挙	4.45	2.74
スロヴァキア	2012年選挙	4.36	2.88
	2016年選挙	7.31	5.66

[出典]中東欧・旧ソ連の選挙データ (http://src-h.slav.hokudai.ac.jp/election_europe/index.html)を元に筆者計算。二院制のチェコとポーランドについては下院のデータで、小選挙区比例代表並立制のハンガリーの選挙有効政党数は比例代表制の部分の得票で計算している。

<付記> 本稿は科学研究費補助金・基盤研究(B)「ポストネオリベラル期における新興民主主義国の経済政策」(研究代表者仙石、課題番号16H03575、2016年度～2019年度)、および基盤研究(C)「財政規律規範の形成と政策移転・欧州化の比較研究」(研究代表者森井裕一東京大学教授、課題番号15K03313、2015年度～2017年度)の成果の一部である。

[参考文献]

Batory, Agnes [2016] “Populists in government? Hungary's system of national cooperation,” *Democratization*, 23(2): 283-303.

Dawson, James, and Seán Hanley [2016] “The fading mirage of the ‘liberal consensus’,” *Journal of Democracy*, 27(1): 20-34.

Fils, Jarosław [2015] “Pojedynynek będzie wyrównany,” *Rzeczpospolita*, 11 Maja.

Perfecki, Wiktor [2015] “Absolutne zwycięstwo PiS nad PO,” *Rzeczpospolita*, 26 Października.

Havlík, Vlastimil [2016] “Populism as a threat to liberal democracy in East Central Europe,” in Jan Holzer and Miroslav Mareš, eds., *Challenges to democracies in East Central Europe*. London: Routledge, 36-55.

平田武[2014] 「ハンガリーにおけるデモクラシーのバックスライディング」日本比較政治学会編『体制転換／非転換の比較政治』ミネルヴァ書房、101-127。

Ingham, Hilary, and Mike Ingham [2014] “Towards Eurosclerosis: will Poland escape?” *The World Economy*, 37(2): 290-310.

Janicki, Mariusz, and Wiesław Władysław [2016] “Elity marcowe,” *Polityka*, nr22(3061), 12-14.

Krastev, Ivan [2016] “Liberalism’s failure to deliver,” *Journal of Democracy*, 27(1): 35-38.

Majewski, Paweł [2015] “Młodzi, wykształceni zdradzili PO, socjalni zostali w domach,” *Rzeczpospolita*, 28 października.

Marcinkiewicz, Kamil, and Mary Stegmaier [2015] “The parliamentary election in Poland, October 2015,” *Electoral Studies*, 41: 221-224.

Mudde, Cas [2004] “The populist zeitgeist,” *Government and Opposition*, 39(4): 541-563.

PiS (Prawo i Sprawiedliwość) [2014] *Program Prawa i Sprawiedliwości*. Warszawa: Prawo i Sprawiedliwość.

仙石学[2016] 「ポーランド」宇佐美耕一他編『世界の社会福祉年鑑2016』旬報社、233-257。

Stanley, Ben [2013] “Poland,” in Sdten Berglund, Joakim Ekman, Kevin Deegan-Krause and Terje Knutsen, eds., *The handbook of political change in Eastern Europe*. Cheltenham: Edward Elgar, 167-215.

Stanley, Ben [2016] “Confrontation by default and confrontation by design: strategic and institutional responses to Poland’s populist coalition government,” *Democratization*, 23(2): 263-282.